

JACICセミナー 「建設情報分野の新しい動き 2013」

JACIC 社会基盤情報標準化委員会

地方自治体電子納品のモデル

(一財) 日本建設情報総合センター
研究開発部 部長 三橋 勝彦

平成25年9月6日

福岡国際会議場

目次

1. 電子納品要領・基準を運用に則してルール化した「電子納品のモデル案と考え方」の策定経緯
2. 基本方針と検討の流れ
3. 「閲覧利用版電子納品」と「図面再利用版電子納品」の考え方および既定項目について

1. 電子納品要領・基準を運用に則して ルール化した「電子納品のモデル案と 考え方」の策定経緯

◆CALIS/ECに係る歩み(国土交通省)

- 平成 8年 「建設CALIS整備基本構想」策定
- 平成 9年 「建設CALIS/ECアクションプログラム」策定
- 平成14年 「国土交通省CALIS/ECアクションプログラム」策定
- 平成14年 「地方展開CALIS/ECアクションプログラム(全国版)」策定

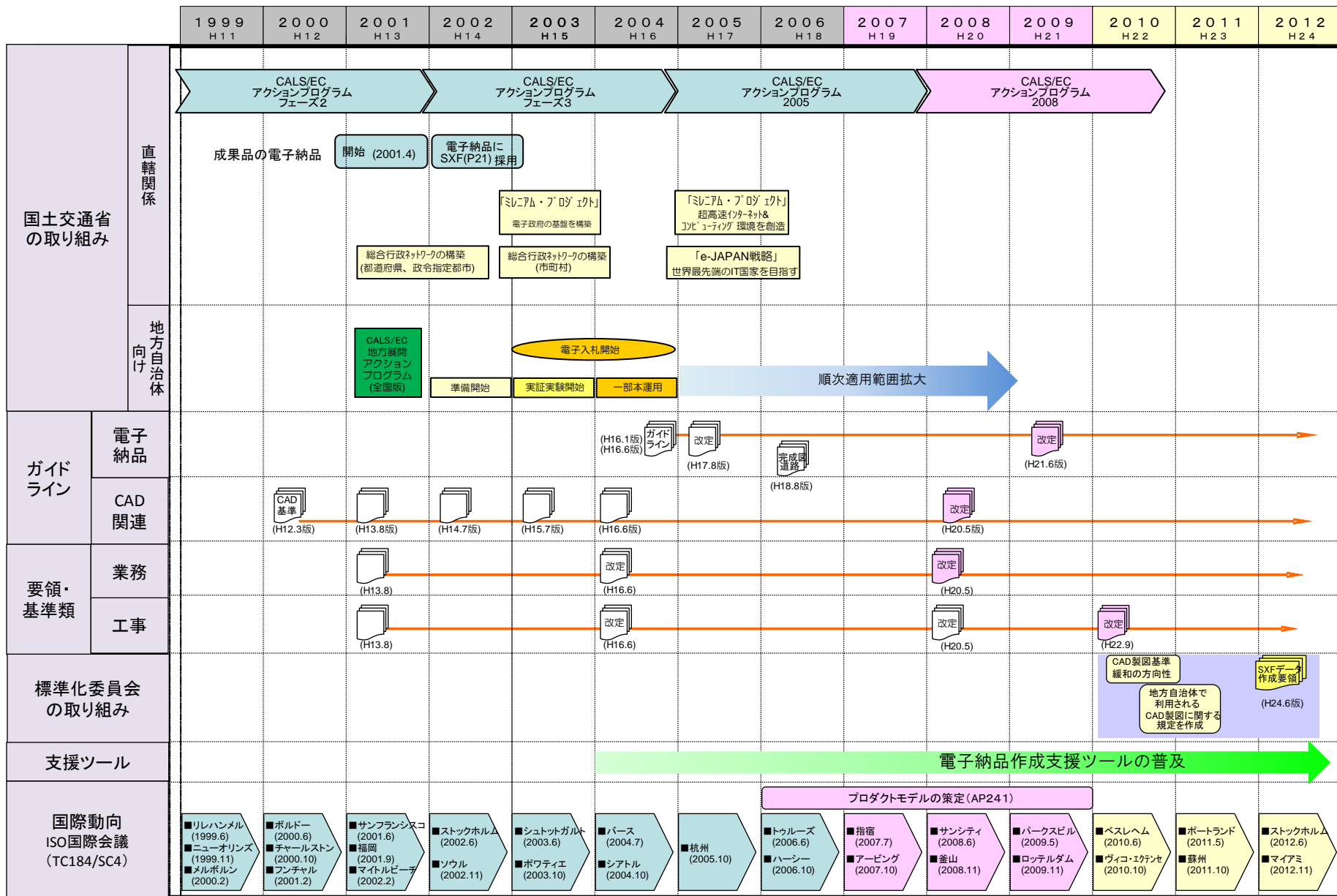
◆社会基盤情報標準化委員会の歩み

- 平成12年 「建設情報に係る標準化ビジョン」策定
- 平成12年 「建設情報標準化委員会」設置
- 平成13年～ 第一次～第三次 (3カ年) 推進計画
- 平成22年～ 「社会基盤情報標準化推進計画 2010-2012」策定

◆電子納品の要領・基準類に関する歴史

- 直轄の公共事業における業務では、2001年4月より電子納品が全面実施され、次で工事が、2001年4月に3億円以上の工事から電子納品が開始された。その後、2004年4月から全面実施されることとなった。
- 平成13年8月に「土木設計業務等の電子納品要領(案)」、「工事完成図書電子納品要領(案)」がそれぞれ策定。(現在、平成20年5月版、平成22年)

○ 電子納品に係る要領・基準類の経過状況



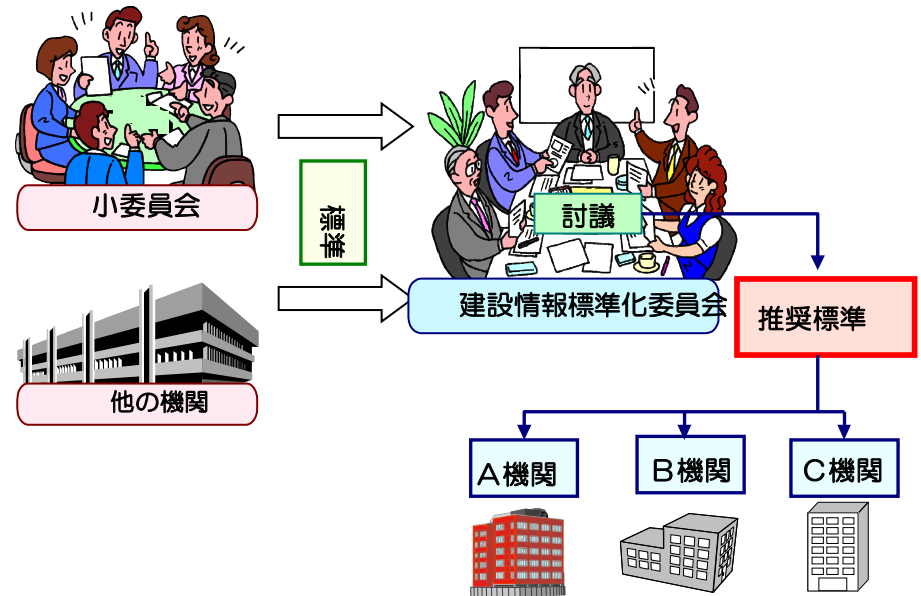
社会基盤情報標準化委員会の活動

社会基盤情報標準化委員会

平成12年10月発足（事務局：JACIC）

<http://www.jacic.or.jp/hyojun/>

- ・産学官メンバーで構成
- ・標準間の調整
- ・新たな標準の作成
- ・標準の利用促進



社会基盤情報標準化委員会

委員長：柴崎亮介 東京大学教授

幹事会

電子成果利活用小委員会 ※

小委員長：皆川勝 東京都市大学教授

CAD/データ連携小委員会 ※

小委員長：田中成典 関西大学教授

※社会基盤情報標準化推進計画201-2012（平成22年7月～平成25年6月）

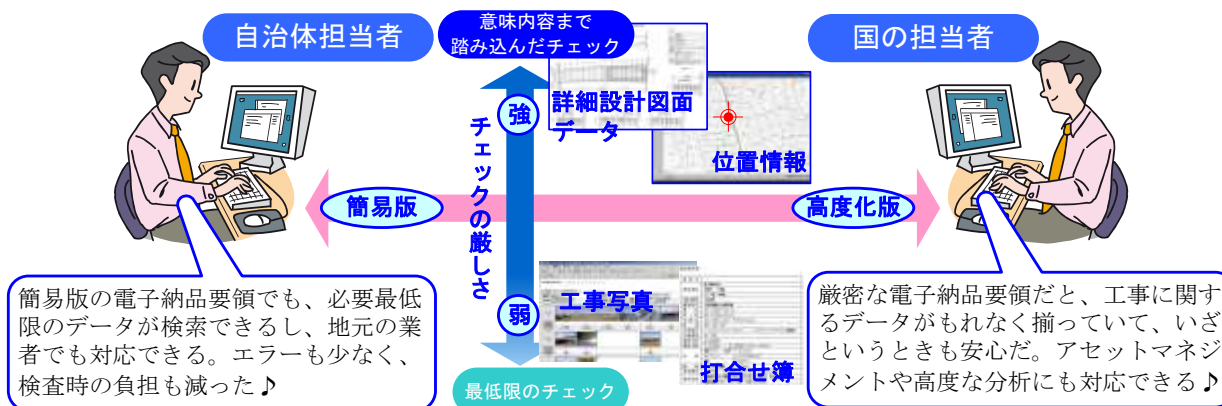
電子成果の共有、利活用に関する活動

国以外に地方自治体など多様なニーズに対応できる柔軟な要領案を検討し、社会基盤情報の電子化を促進する。また、維持管理と施工に焦点を当てた電子データの交換・管理・利用のあり方に関する検討を行う。
(多様な組織に対応した電子納品要領の整理・体系化に関する取り組み)

現状 現行の電子納品要領(案) : 国で採用⇒自治体へ普及

課題 地方の実情によっては十分に機能しない場合も・・・

- さまざまな組織における電子データ・情報の利用状況に基づく電子納品などの標準化内容の改訂
- 電子納品情報を中心とした管理・利用環境の検討
- データの長期管理の方法、あり方に関する検討

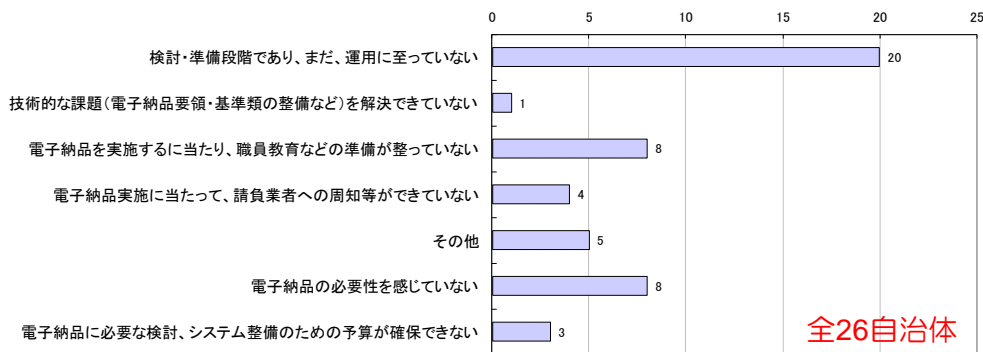


【地方自治体アンケート調査】

- ・2012年1月～：地方自治体の電子納品要領実態のアンケート調査
(都道府県:47、政令市:19、中核市:41、市町村の計276自治体の情報化推進担当者)

■都道府県、政令市、中核市の場合

Q1. 電子納品を運用していない理由（未導入自治体）

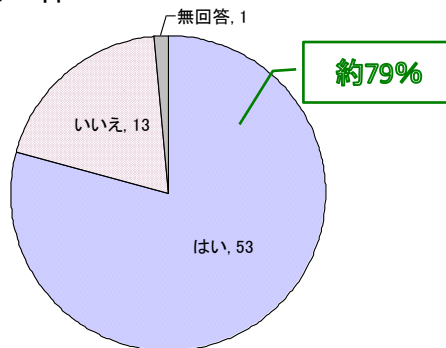


【理由】

- 請負業者の体制(機器、人材)が整っていない
- 現状では単に業務量の負担増になる
- 受発注者の現場担当はCAD製図基準(案)の対応が困難
- 電子納品されたCADデータの利用や電子納品は難しい
- 各県の動向も見ながら、有効な対策を検討中
- 工事の電子納品は受注者の負担が大きい
- 情報共有システムの導入を先行し、蓄積された電子データを利用することで負担を軽減することが可能になってから、電子納品を実施したい。

Q2.国土交通省策定の電子納品要領・基準類からの変更点の有無

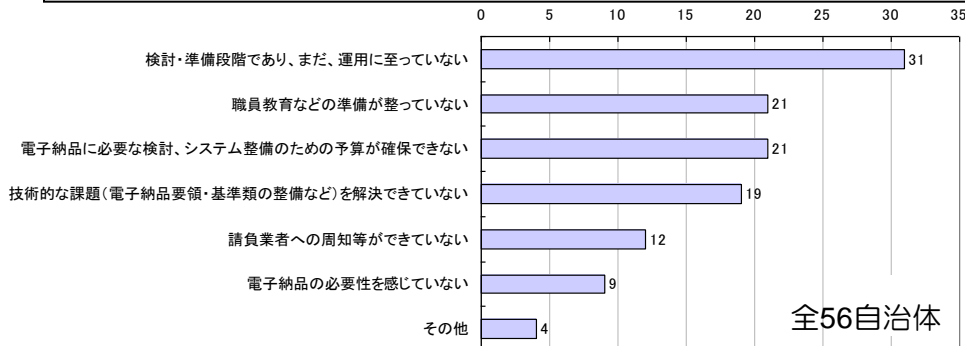
全67件



変更点の有無	1.都道府県	2.政令市	3.中核市	合計
はい	33	12	8	53
いいえ	8	3	2	13
無回答	0	0	1	1
合計	41	15	11	67

■市町村（代表5都市下）の場合

Q1. 電子納品を運用していない理由（未導入自治体）



【理由】

- 請負業者の体制（機器、人材）が整っていない
- 現状では単に業務量の負担増になる
- 受発注者の現場担当はCAD製図基準（案）に対応が難しい
- 電子納品されたCADデータの利用や電子納品は難しい
- 各県の動向も見ながら、有効な対策を探っている状況である
- 工事の電子納品は受注者の負担が大きい

Q2. 国土交通省が策定した電子納品要領・基準類に対する要望

項目	要望
必須とする電子成果品	■ 現況平面図、境界点座標リスト
対象とする電子成果品	■ 占有物・地下埋設物、地積測量図、現況写真
管理ファイル	■ 管理項目簡略化
フォルダ・ファイル名	■ 日本語を利用
フォルダ構成	■ 統合化
ファイル形式（CAD）	■ CAD製図基準に合わせて適正化するのは難しい ■ DXF、DWG、SIM
ファイル形式（CAD以外）	■ SHP、MDB、XML
CADのレイヤ構成	■ CAD製図基準に合わせて適正化するのは難しい ■ 道路縁、L型側溝、公共柵は必須
CADのレイヤ名称	■ CAD製図基準に合わせて適正化するのは難しい ■ 日本語を利用
線種・線色・線幅	■ CAD製図基準に合わせて適正化するのは難しい ■ 任意であるが明確にするよう求める
CAD図面に使用する文字	■ CAD製図基準に合わせて適正化するのは難しい ■ ゴシック体を基本とする
写真ファイルの有効画素数	■ 任意であるが明確にするよう求める
写真の編集方法	■ 任意であるが明確にするよう求める
電子媒体・ケース	■ CDRを基本とする

I. 電子納品要領に関する運用実態

電子納品の運用状況

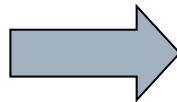
都道府県	約95%
政令市	約83%
中核市	約39%



都道府県・政令指定都市等70の自治体で電子納品実施。中核都市・県庁所在都市では未実施が多い。

国土交通省策定の電子納品要領からの変更

- 全体の約79%の自治体が、国の要領を変更して利用

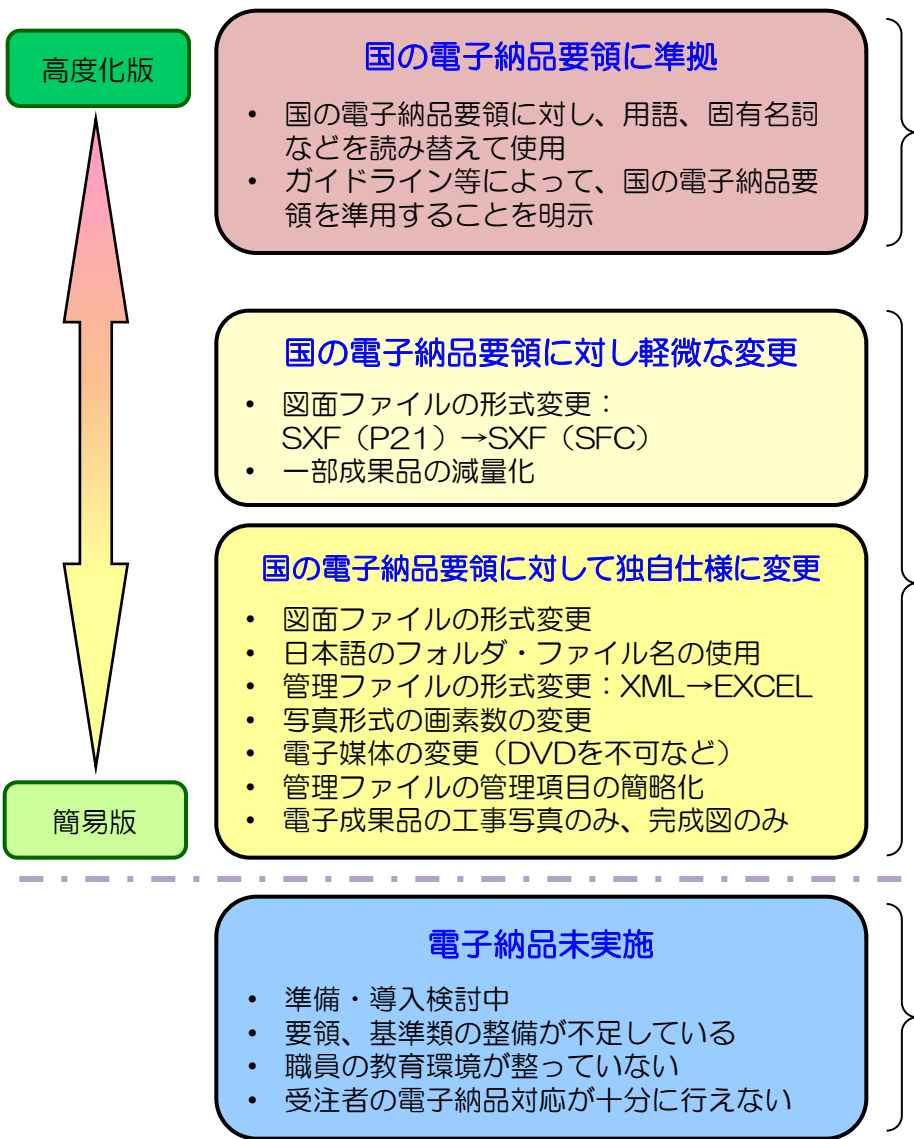


カスタマイズしている自治体も多い

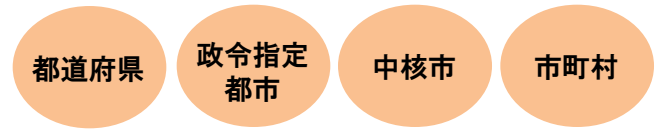
現行電子納品要領に対する要望・課題

- ファイル、フォルダ名に日本語を使用したい
- 維持管理段階での利活用を前提に、そこから電子納品の形態を考えるべき。
- 受注者から見れば、自治体ごとに要領がばらばらになるのは大変である

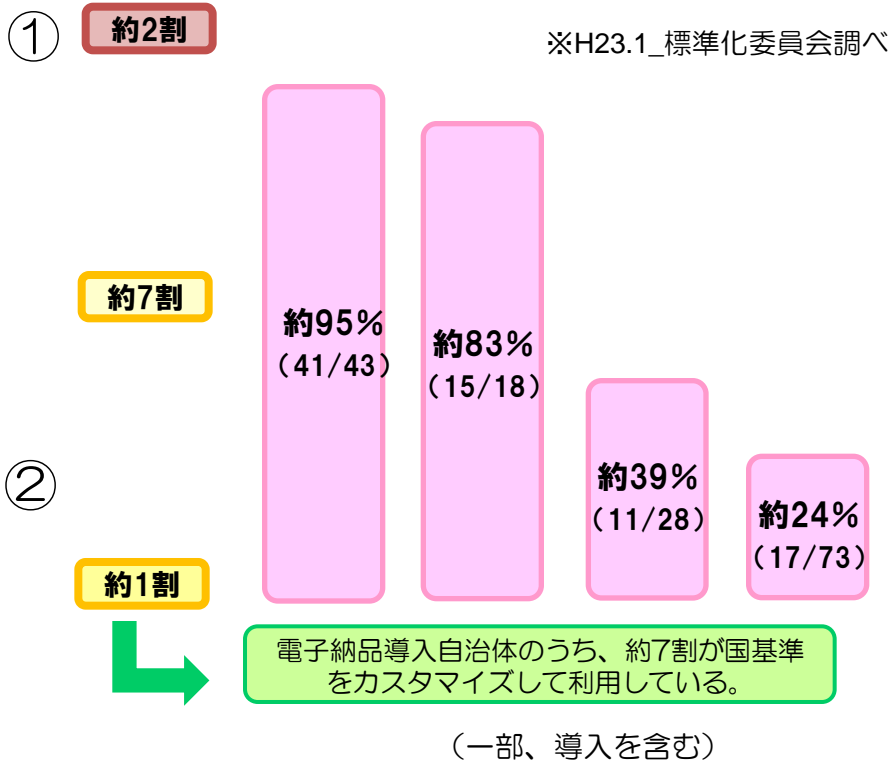
○ 地方自治体における電子納品の運用傾向



< 電子納品の運用状況 >



※H23.1_標準化委員会調べ



○電子納品基準類に関する独自変更自治体の分類

地方自治体の運用実態より、概ね次の3タイプにグループ化できる。

- (①) 国基準に慣れており、そのまま運用している自治体
- (②) 国基準を緩和した独自基準で運用している自治体
- (③) 現在は電子納品未実施で、開始を検討している自治体

(②の例)

H23年1月の実施した地方自治体アンケート調査から、国交省基準を緩和して運用していると回答した都道府県・政令市等の要領基準類を分析したところ、緩和の形態は概ね次の2パターンに分かれる。

A) 緩和部分が、ほぼ図面ファイルのSXF(SFC)形式への仕様変更に限られる自治体

岩手県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、横浜市、相模原市、船橋市、新潟市、浜松市、名古屋市、京都市、広島市、北九州市、福岡市、等

B) 図面ファイルのSXF(SFC)形式への仕様変更の他、フォルダ名に日本語を使用、管理ファイルをXLS形式にするなど、独自基準を策定している自治体

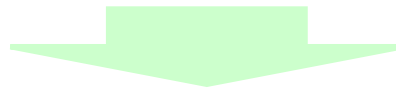
鳥取県、島根県、愛媛県、大分県、さいたま市、川崎市、静岡市、神戸市、等

2. 基本方針と成果物の考え方

●社会情勢その他二ース

- ・ 要領、ガイドライン、手引きなど、電子納品要領体系が複雑過ぎる。
- ・ 要領、基準類を共通部分と個別部分に分けて理解しやすくすべき。
- ・ 標準の適用が形式的になり、標準の効果が損なわれるケースがある。
- ・ 必要性、メリットなどを明確にし、実質的な普及を図るべき。
- ・ 地方自治体でも容易に使える簡易版を作成すべき。

自治体では既に、電子納品要領・基準類やCAD製図基準を独自基準に変更して、運用が始められている。今後も、自治体が独自の電子納品ルールを設定し、運用を始めるものと予想される。



ルールの多重化など、受注者サイドにおける運用に対する負担を回避する意味からも、今後、地方自治体が独自の運用体系にあった電子納品ルールを作成するための、“**電子納品ルールの標準**”となる基準を示すことに意義がある！

● 「建設CALS整備基本構想」から約15年経った現状・・・

- a) 発注者：
- ・ 国、都道府県ではほぼ電子納品が浸透した
 - ・ 市町村では3割程度の導入状況
 - ・ また電子納品の目的やメリット等が理解されにくい
 - ・ 現行の電子納品要領体系が複雑で、理解が困難
 - ・ 特にCAD製図基準が難しく、緩和要望が高い
 - ・ 独自基準を策定し、運用している自治体がある
- b) 受注者：
- ・ 電子納品の作業が可能（支援ツールの普及）
 - ・ CAD図面に関する制約が多く、作業負担大
 - ・ 中小企業では、対応が困難な場合がある

◆ 本成果物の基本方針

○考え方：

- ・ 各自治体が自身の環境、用途、目的に見合うような電子納品のパターンを体系化し、余分な作業負担を軽減し、最低限の利活用を確保する納品ルールを示した電子納品の標準モデルを提案する。

1. データとしての再利用が想定されず、閲覧利用や記録としての保管が主体となる業務・工事の情報成果は、PDFやJPGなどのファイル形式を主体とし、作成や検査の負担を軽減する
2. 再利用が想定される業務・工事の情報成果についても、相互運用性が確保される範囲で、作成や検査の負担を軽減できる納品方式を選択する
 - ⇒ 図面データは「SXFデータ作成要領」に従うSXF(SFC)形式とする
 - ⇒ フォルダ名・ファイル名を日本語化
 - ⇒ 管理ファイルをCSV形式の目次情報とする
 - ⇒ 図面以外の情報は、PDF, JPG, オリジナルファイル形式などとする

本委員会では、次の2通りの電子納品のガイドラインを、モデル案として提示しています。

① 閲覧利用版 電子納品：

【特徴】 データの閲覧・確認を優先して、閲覧性のファイルフォーマット（PDF形式）で納品する。

【考え】 後続フェーズ等での再利用がほぼ閲覧のみの利用に限られ、業務や工事成果の記録としての保管を主体として運用する場合は、受注者の電子納品に係る対応が可能な納品形態を選択することが、ライフサイクルにわたる全体最適となる可能性が高いと考えられる。

② 図面再利用版 電子納品：

【特徴】 図面ファイル等の再利用性が高い項目に限って、標準フォーマット形式で納品する。

【考え】 後続フェーズ等での再利用が想定されているデータについては、再利用に適した納品形式を選択し、閲覧利用が主体となるデータについては、受注者の電子納品に係る対応が可能な納品形態を選択することが、ライフサイクルにわたる全体最適となる可能性が高いと考えられる。

【ねらい】

地方自治体における電子納品の形態が多様化しつつある中で、電子納品に係る基準の乱立を抑えることを目的としています。今回、提示する成果の活用を通じて、電子納品の普及や電子成果品の利活用が進み、公共事業におけるコスト縮減と品質向上につながることを期待しています。

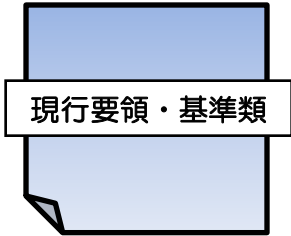
「電子納品のモデル案と考え方」の選定の考え方

< 現在 >

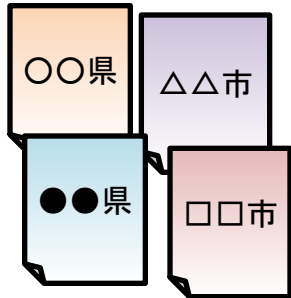
< 将来の運用 >

↓受注企業が問題なく対応できるのであれば、
国の基準に準拠した電子納品要領を採用する
ことが望ましいものとしています。

国土交通省
都道府県、他

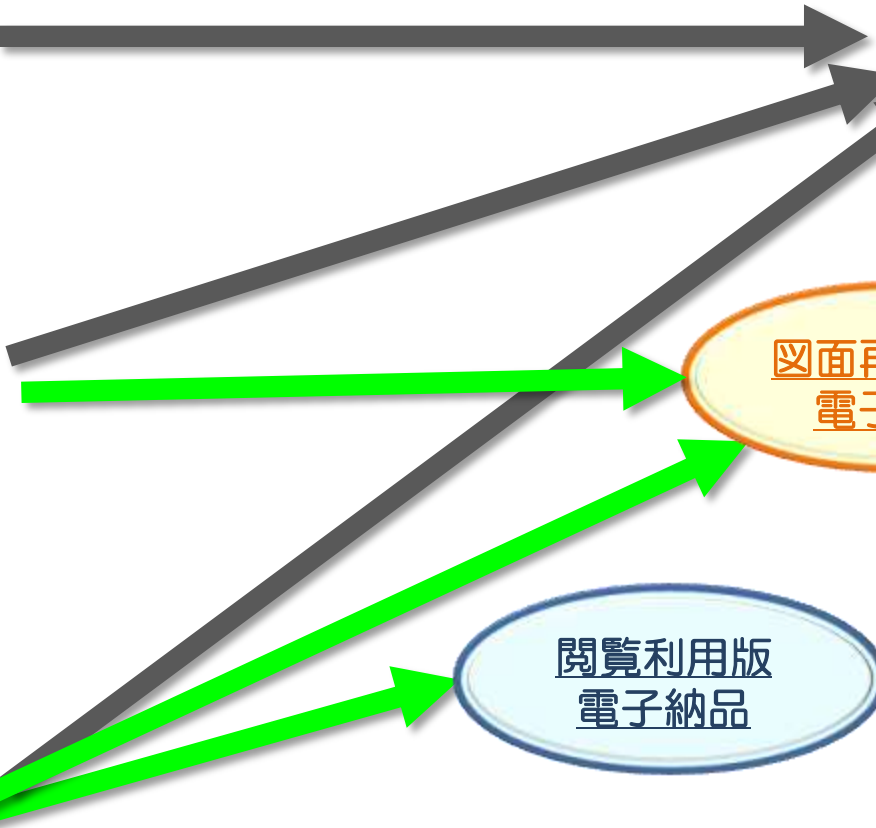
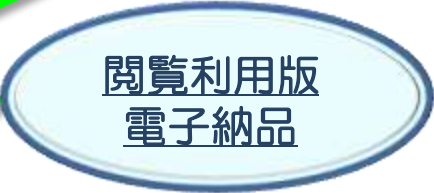


簡易ルール運用
の地方自治体



〔ファイル形式のみ：42自治体
その他含む：8自治体〕

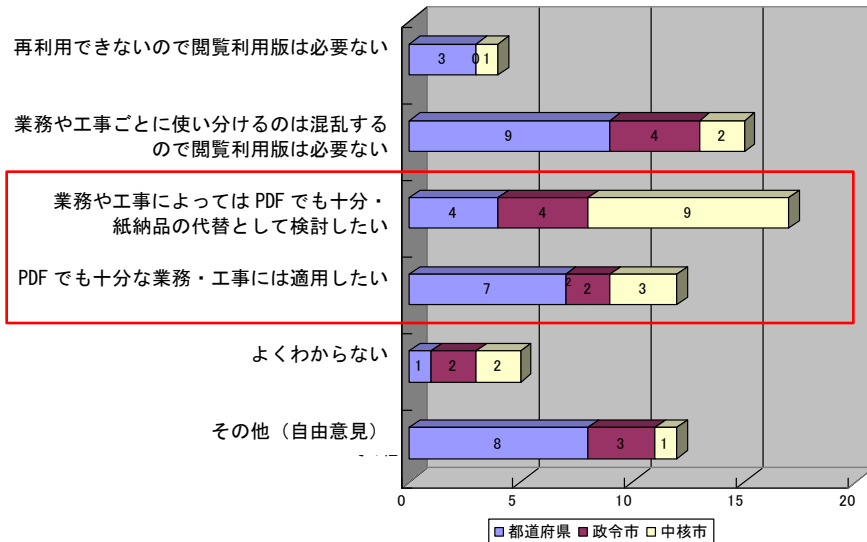
電子納品未実施
地方自治体



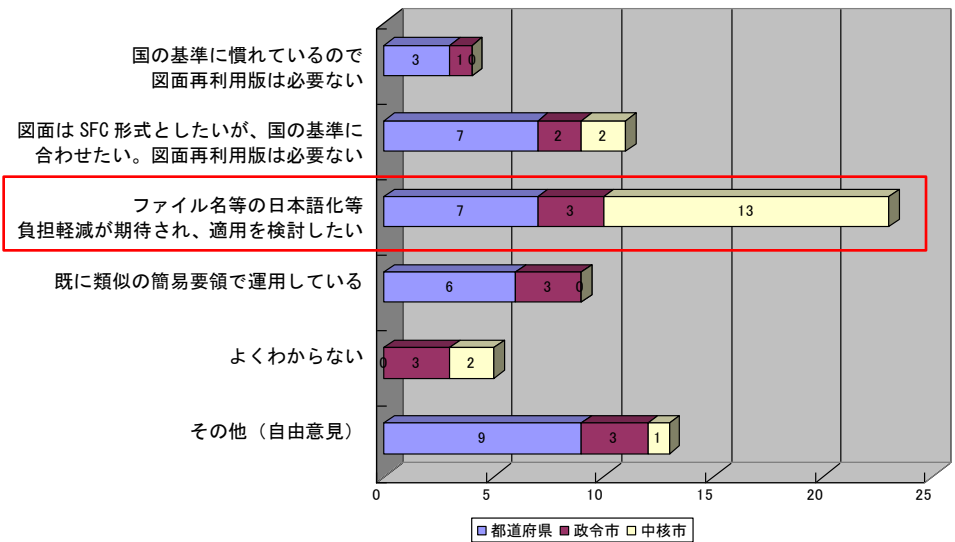
「電子納品のモデル案と考え方」に対する意識調査(1)

※平成24年10月、当委員会アンケート調査結果

1) 閲覧利用版に対する自治体の意見



2) 図面再利用版に対する自治体の意見

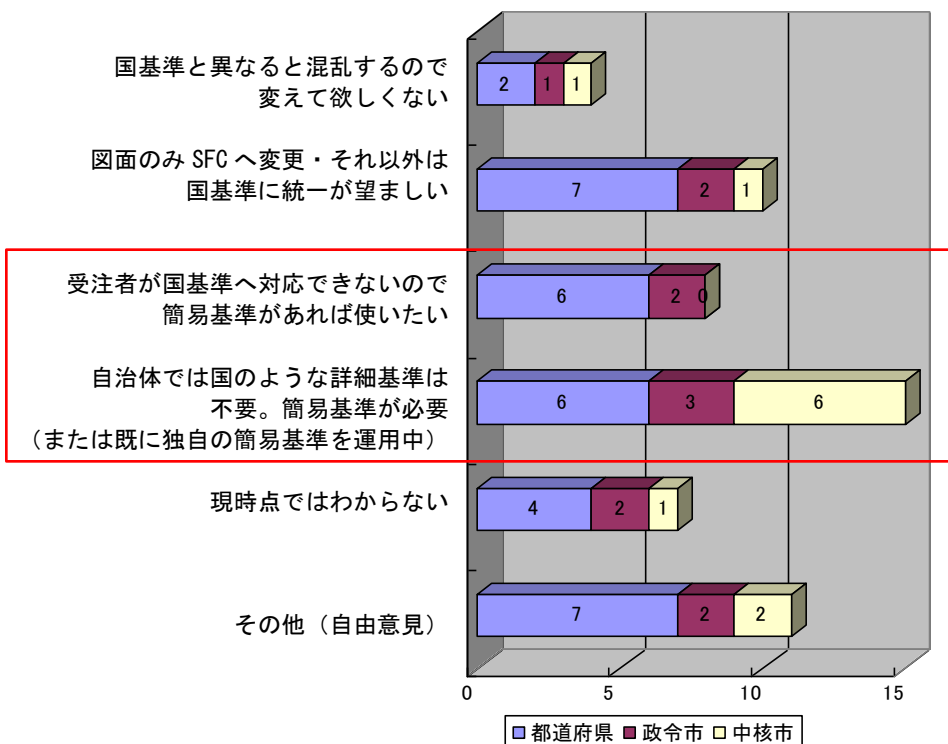


● 閲覧利用版と図面再利用版の両モデルともに、“適用を検討したい”といった「電子納品モデル案」に対する自治体から期待する声が多くあった。

● 現在、既に国基準や独自基準で運用している自治体は、複数の基準が流通することで混乱を招く恐れがあるため、“必要ない”といった意見もあった。

「電子納品のモデル案と考え方」に対する意識調査(2)

3) 電子納品モデル案に対する自治体の意向



- 自治体では国基準に対して、受注者が対応できず、簡易基準へのニーズが高い。
- 電子納品未実施自治体のうち、5自治体は今回のモデル案を参考に、電子納品の導入意向があると意向が挙がった。

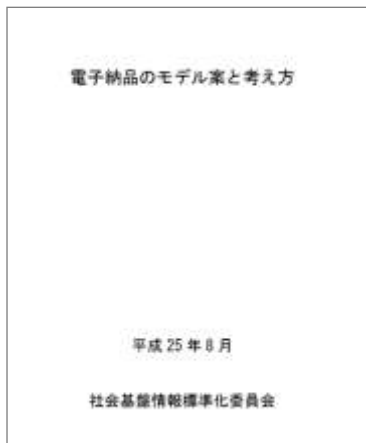
3. 「閲覧利用版電子納品」と 「図面再利用版電子納品」の考え方 および既定項目について

○ 「電子納品のモデル案と考え方」の構成内容について

モデル要領	第Ⅰ編	第Ⅱ編	第Ⅲ編	第Ⅳ編	第Ⅴ編
	(運用編)	閲覧利用版 電子納品		図面再利用版 電子納品	
		業務編	工事編	業務編	工事編
用途	<ul style="list-style-type: none"> 本モデル案の考え方と使い方を解説 	<ul style="list-style-type: none"> 閲覧を優先した利用 		<ul style="list-style-type: none"> 図面の再利用を優先した利用 	
納品形態	—	<ul style="list-style-type: none"> 閲覧に限定した利用を想定した、PDFを主体とした納品である。 		<ul style="list-style-type: none"> 図面は再利用を想定したSXF(SFC), それ以外はPDF等を主体とした納品である。 	
考え方	<ul style="list-style-type: none"> 各自治体に適した電子納品の納品形態を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 紙納品によって記録が散逸しないこととペーパーレスを目的としている。 オリジナルデータを納品させる場合は、その形式について詳細な規定は設けないこととする。 		<ul style="list-style-type: none"> 図面は「SXFデータ作成要領」（ファイル名、レイヤ構造、線種・線色などの規定が「CAD製図基準」から緩和されている）に準拠したSXF(SFC)形式での納品を原則とする。 	
メリット (期待する効果)	<ul style="list-style-type: none"> 各自治体の電子納品を運用していく上での参考基準として利用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 成果作成閲覧の負担が低く、簡単に始められる。 PDFファイルをネットワークサーバ等に保管することにより、複数部署からの閲覧や、モバイル機器からの閲覧などに対応できる。 		<ul style="list-style-type: none"> CADデータで納品された詳細設計図面により、工事発注図の作成や施工図の作成など後続フェーズの作業を軽減。 図面以外は、PDFとオリジナルデータを基本とし、ファイル名やフォルダ名の日本語化や管理ファイルのエクセルファイル化など、なじみやすい形式での納品による、作成負担の軽減。 	
図面の準拠基準		土木製図基準		SXFデータ作成要領	
「測量」「写真」「地質調査」等		既に受注企業の対応能力が高く、国の基準に従う納品が問題なく行えると判断される業務については、国基準に従う。			

本書は、現行電子納品要領・基準類に一定のガイドラインを与えたものと位置付ける。

○本成果物の目次構成



◆本書の利用手引き

第 I 編 モデル案の考え方と適用方法

- I-1 はじめに
- I-2 モデル案の運用上の留意点
- I-3 本書の構成と各編の特徴
- I-4 電子納品のメリットと利活用



- ・ 本書の扱い方と電子納品モデルの考え方を解説
- ・ 本モデル適用時の留意点を記述
- ・ 評価指標を用いたモデルの選定基準を提示
- ・ 電子納品の導入メリットを紹介

◆電子納品のモデル案（4 編）

第 II 編 閲覧利用版電子納品・業務編

- II-1 目的
- II-2 電子成果品のフォルダ構成
- II-3 電子納品対象項目
- II-4 電子納品の詳細
- II-5 電子成果品の提出
- II-6 検査
- II-7 保管・管理

第 III 編 閲覧利用版電子納品・工事編

- III-1 目的
- III-2 電子成果品のフォルダ構成
- III-3 電子納品対象項目
- III-4 電子納品の詳細
- III-5 電子媒体の提出
- III-6 検査
- III-7 保管・管理

第 IV 編 図面再利用版電子納品・業務編

- IV-1 目的
- IV-2 電子成果品のフォルダ構成
- IV-3 電子納品対象項目
- IV-4 電子納品の詳細
- IV-5 電子媒体の提出
- IV-6 検査
- IV-7 保管・管理

第 V 編 図面再利用版電子納品・工事編

- V-1 目的
- V-2 電子成果品のフォルダ構成
- V-3 電子納品対象項目
- V-4 電子納品の詳細
- V-5 電子媒体の提出
- V-6 検査
- V-7 保管・管理

“電子納品のモデル案”の概要・主な規定内容

○本モデル案と国基準との規定内容の比較（その1）

比較対象	閲覧利用版 電子納品	図面再利用版 電子納品	国基準 (現行要領)
フォルダ構成	<ul style="list-style-type: none"> 日本語名のフォルダ名を許容する。 関係者協議により、オリジナルファイルを格納するための「元ファイル」のサブフォルダの作成 各フォルダの格納ファイルの目次を作成 		電子媒体のルート直下に、指定の英字のフォルダ及び業務管理ファイルを置く。

【解説】

- フォルダ名は右表に示す日本語名を標準とする。
(但し、関係者間協議によっては英語名も可とする。)

項目	フォルダ名*	サブフォルダ名*	備考
業務概要			ルートに格納
報告書	報告書		
		元ファイル*	関係者間協議に応じて作成
図面	図面		
		元ファイル*	関係者間協議に応じて作成
写真	写真	代表写真	代表写真のみの場合はサブフォルダ不要
		写真*	関係者間協議に応じて作成
		参考図*	関係者間協議に応じて作成
測量	測量		国基準準拠形式の場合
地質	地質		国基準準拠形式の場合
その他	その他*		関係者間協議に応じて作成

“電子納品のモデル案”の概要・主な規定内容

○本モデル案と国基準との規定内容の比較（その2）

比較対象	閲覧利用版 電子納品	図面再利用版 電子納品	国基準 (現行要領)
管理ファイル (目次ファイルの作成)	<ul style="list-style-type: none"> ファイル形式については、XML形式またはEXCEL形式、CSV形式とする。 管理ファイル項目は、後フェーズでの検索性の観点から、目次を作成し、各種フォルダに格納する。 		ファイル形式はXML形式とする。 また、DTDファイルを格納する。

平成〇〇年度 ○○○○○○○○○○○業務

図面枚数：NNN枚

【解説】

- 業務概要ファイルは、電子媒体のルート（最上位階層）に格納する。
- また、各フォルダごとに目次ファイルを作成する。
- 基本的には、Excel等によるXLS形式またはCSV形式とする。
- なお、関係者間協議により国の基準に準拠したXML形式も可とする。

ファイル名	図面名	備考
001 平面図	平面図	
002 縦断面図	〇〇号線縦断面図	
003 標準断面図	〇〇号線標準断面図	
004 横断面図1	横断面(No.1~No.3)	
005 横断面図2	横断面(No.4~No.7)	
006 横断面図3	横断面(No.8~No.10)	
007 ○○○○○○		
008 ブロック積工1	第1号Jコンクリートブロック積み	
009 舗装平面図	舗装平面図 (1)	
.	.	
.	.	
NNN ○○○○○○	○○○○○○○	

“電子納品のモデル案”の概要・主な規定内容

○本モデル案と国基準との規定内容の比較（その3）

比較対象	閲覧利用版 電子納品	図面再利用版 電子納品	国基準 (現行要領)
ファイル 命名規則	<ul style="list-style-type: none"> 日本語名のファイル名を許容する。 (但し、閲覧者が判りやすい名称とする。) 		命名規則に従い、 ファイル名は半角 英数大文字、8文字 以内。

【解説】

- ファイルの名称は、「日本語ファイル名+.pdf」とし、日本語ファイル名は、内容が判る名称とする。閲覧性を踏まえ、日本語名称の先頭に連番を付けることが望ましい。

(例) 02 業務報告書 .pdf

拡張子(PDF)

後に分かるような名称をつける。

格納順に、01~NNと連番で整理するとよい。

“電子納品のモデル案”の概要・主な規定内容

○本モデル案と国基準との規定内容の比較（その4）

比較対象	閲覧利用版 電子納品	図面再利用版 電子納品	国基準 (現行要領)
ファイル形式	<ul style="list-style-type: none"> 報告書ファイル以外のPDF形式を許容。 拡張子が4文字のファイルも許容する。 		既定のファイル形式に従い、拡張子は3文字以内のものとする。
オリジナルファイル	<ul style="list-style-type: none"> 関係者間協議により図面や施工管理関連資料をPDF変換する前のオリジナルファイルを納品することを推奨する。各フォルダの「元ファイル」サブフォルダに格納。 		報告書ファイルのみオリジナルファイルの格納を指定
報告書ファイル	<ul style="list-style-type: none"> しおりの作成は任意とする。 		報告書目次の（見出しレベル1～3）を基本として作成する。
写真ファイル	<ul style="list-style-type: none"> 本文中に必要事項を記載。 		「デジタル写真管理情報基準(案)」に従う

“電子納品のモデル案”の概要・主な規定内容

○本モデル案と国基準との規定内容の比較（その5）

規定項目	閲覧利用版 電子納品	図面再利用版 電子納品	国基準 (現行要領)
図面ファイル	「土木製図基準(案)」 に従う。 ・ PDF形式	「SXFデータ作成要 領」に従う。 ・ SXF (SFC) 形式	「CAD製図基準(案)」 に従う。 ・ SXF (P21) 形式

【解説】

(閲覧利用版)

- 図面ファイルはPDF形式にて格納する。また、原則としてCADソフトから直接PDF形式へ出力する。

(図面再利用版)

- 図面ファイルは、「SXFデータ作成要領※」（平成24年6月、社会基盤情報標準化委員会）本編に基づき作成されたSXF(SFC形式)ファイルとする。

項目	SFC形式	P21形式
フォーマット形式	SCADECで策定した国内専用の形式	国際標準ISO 10303-21 (STEP/Part21)の形式
ファイルの内容	SCADECで策定した仕様（フィーチャ仕様）に基づいたもの	国際標準ISO 10303-202 (STEP/AP202)のサブセット
拡張子	sfc	p21
ファイルサイズ	P21より小さい	SFCより大きい
読み込み時間	入出力時間が比較的短い	入出力時間が増加しやすい
CADデータの長期保存・管理	ISO準拠ではないが、P21ファイルへの変換により、長期担保は可能	ISOで保証されている
ファイル内容の可読性	CADで入力した文字列は、そのまま表示されるなど、判読できる	CADの入力文字列はUNICODEに変換され、数値化文字で表示され、判読できない

※参照) <http://www.iacic.or.jp/hyojun/press20120626.pdf>

“電子納品のモデル案”の概要・主な規定内容

○本モデル案と国基準との規定内容の比較（その6）

規定項目	閲覧利用版 電子納品	図面再利用版 電子納品	国基準 (現行要領)
電子媒体	・CD-Rを原則とし、必要に応じて、DVD-Rを使用可とする。ラベル作成の項目を限定。		ラベルは表記規則に従い、明記する
検査方法 (電子検査)	・利便性を加味し、紙検査か電子検査を選択。 ・(従来通りの検査方法を適用)		電子検査を推奨。

【解説】

- ・受注者は、電子成果品納品書（右図様式の例）を基に、署名・押印の上、電子成果品とともに提出する。
- ・検査は、検索性や利便性の観点から、電子媒体を用いてパソコン画面上で検査を行う「電子検査」を推奨するが、閲覧性や作業効率を考慮し、紙媒体による「紙検査」とする。
- ・電子検査の場合、必要機材は、発注者側で用意する。



※CD-Rが複数枚になる場合は、ラベルの空白部分に、中身が検出できるよう罫線を追加すること。
(例：上図参照、2枚設計編 等)

電子成果品納品書

所属先 様 受注者(住所)
(氏名)

下記のとおり電子成果品を納品します。
なお、納品CD-Rについては、電子成果品事前チェックシートで確認し、不備がない電子データを納品したものに同意表示しません。

記


業務名				
電子媒体の種類	単位	数量	納品年月日	備考
CD-R	枚		平成 年 月 日	正
CD-R	枚		平成 年 月 日	副

“電子納品のモデル案”の概要・主な規定内容

○本モデル案の利用上における留意点

規定項目	閲覧利用版 電子納品	図面再利用版 電子納品	国基準 (現行要領)
成果品の 作成方法	<ul style="list-style-type: none"> •自身で作成。 (市販の電子納品作成支援ツールによる作成が不可) 		市販の電子納品作成支援ツールの使用可。
成果品の チェック方法	<ul style="list-style-type: none"> •目視チェックを基本とする。 (既往のチェックシステムによるチェックは不可) 		チェックシステムによる機能チェック。

【解説】

- 緩和した項目については、チェックソフトで検査するとエラー表示になる。

- 電子成果品の確認作業は、チェック機能をオフにし、**目視チェック**とする。

「電子納品のモデル案と考え方」の公開

○「電子納品のモデル案と考え方」の公開について

第26回社会基盤情報標準化委員会（2013/6/20）の審議を経て、「電子納品のモデル案と考え方」を公開することとなりました。標準化委員会ホームページにて平成25年8月より公開しています。

詳しくは、下記のURLを参照して下さい。

⇒ 参照先：<http://www.jacic.or.jp/hyojun/>

■お問い合わせ先

一般財団法人 日本建設情報総合センター 標準化委員会事務局
E-mail：hyojun@jacic.or.jp

「電子納品のモデル案と考え方」の公開について

社会基盤情報標準化推進計画2010-2012において、電子納品利活用小委員会（小委員長：皆川勝 東京都市大学 教授）は、「電子成果の共有、利活用データに関する活動」をテーマに、地方自治体における多様なニーズに対応できる柔軟な要領案の検討や、電子化促進、電子データの交換・管理・利用のあり方に関する検討を目的とした標準化活動を進めてきました。

その一貫として、小委員会傘下の電子成果サイクル検討WG（座長：那須 清吾 高知工科大学 教授）を設置（設置時期：2010年7月～2013年6月）し、この度、社会基盤情報標準化委員会の審議を経て、後続フェーズ等での利活用に応じた、電子成果品のライフサイクル全体の効率化を実現することを目的とした「**電子納品のモデル案と考え方**」を公開することとなりました。

2001年6月、国土交通省が策定した「CALIS/EC地方展開アクションプログラム(全国版)」によって、公共事業全体の7割を占める地方公共団体へのCALIS/EC展開の必要性が示されました。国土交通省は、この中で、電子納品に関する要領・基準・ガイドライン(以下、「国の基準」という。)を公開し、地方公共団体におけるCALIS/ECの展開を支援するメニューを提示しています。

これらの指針が示されてから12年が経ち、都道府県、政令市では、9割以上で電子納品が導入されました。一方で、市町村ではまだ4割に満たない状況にとどまっている状況です(当委員会調べ)。

国の基準は主に直轄事業を対象としていることから、地方自治体においては、これを参考とし、各地方自治体の実情や受注者における対応力に配慮しつつ、独自に要領・基準を策定し、運用している状況ですが、納品形態の多様化が進むことによって、電子データの相互利用の低下や受注者の負担増が懸念されます。

そこで、地方自治体における電子納品に係る基準の乱立を抑えることをねらいとして、①閲覧に限定した利用を想定した、PDF形式を主体とする「**閲覧利用版 電子納品**」と、②図面ファイルは再利用を想定したSXF(SFC)形式、それ以外はPDF形式を主体とする「**図面再利用版 電子納品**」の2種類の電子納品モデルについて例示しています。本書では、これらのモデル案に対する考え方や電子納品に係る技術基準について解説しています。このモデル案の活用を通じて、電子納品の普及や電子成果品の利活用が進み、公共事業におけるコスト削減と品質向上につながることを期待します。

ただし、国の基準に対しては、支援ソフトや対応CADなどのツール類の充実や、施工中の情報共有システムの普及などによって、国の基準に準拠したデータ作成の負担は軽減されてきています。受注企業で問題なく対応できるのであれば、**国の基準に準拠した電子納品を適用することが望ましい**といった考えを基本としています。

■電子納品のモデル案と考え方(ダウンロード)

ダウンロード：
PDF(一括) 
PDFファイル:2.76MB

名称	発行年月	ダウンロード
〈第I編〉本モデルの考え方と適用方法	平成25年8月	PDFファイル:2.15MB
〈第II編〉閲覧利用版 電子納品 【業務編】	平成25年8月	PDFファイル:986KB
〈第III編〉閲覧利用版 電子納品 【工事編】	平成25年8月	PDFファイル:990KB
〈第IV編〉図面再利用版 電子納品 【業務編】	平成25年8月	PDFファイル:964KB
〈第V編〉図面再利用版 電子納品 【工事編】	平成25年8月	PDFファイル:983KB

ご清聴有難うございました